

# 協働のまちづくりに向けて

～「地域」という視点から～

## 中間報告書

平成24年12月

社会教育委員会議



## はじめに

平成23年3月、市民活動部から、私ども、社会教育委員会議に対し、市民が主役という理念のもと、市民、地域住民組織、事業者、行政などの地域を構成する多様な主体がお互いの存在意義を認識し、尊重しあい、お互いの持てる能力を発揮し、ともに手を携え、まちづくりに取り組む、いわゆる協働のまちづくりをより一層すすめていきたいとの思いが示された。

高山市の社会教育の歴史は、古く、市民の社会教育に対する意識は非常に高いものがある。

しかしながら、人口減少、少子高齢化という大きな社会構造の変化のなか、「社会教育の果たすべき役割はなにか」、「現在の社会教育における仕組みが形骸化していないか」、「あらたなシステムへの模索も必要なのでないか」との声や意見も耳にする。

言うまでもなく、人間形成の基盤は、地域社会にある。

社会教育、一般的には、「社会という場において行われる教育」、「学校教育以外のすべての教育」と定義されているものの、その目指すところは、人と人をつなぎ、結ぶことであり、社会教育とは、学校・地域・家庭の連携のもとで行われる地域教育と言い換えてもよいのではと考える。

そうした意味において、今後、地域づくりをどうすすめるのか、これは、社会教育の推進にとって極めて重要な課題である。

私ども、社会教育委員会議では、こうした観点から、議論のきっかけ、たたき台として、市民活動部から示された「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」という資料をベースに、市民と行政が手を携えて地域の問題解決をはかる、あたらしい地域づくりのための社会教育、協働のまちづくりを目指し、これまで、社会教育委員会議における議論はもとより、地域基幹組織代表者や教育委員との意見交換会、講師を招いての研修会を開催する等議論を深めてきた。

協働のまちづくりに向けて議論すべき論点は数多い。

市民活動部の思い、あるいはもともとめられた論点をすべて議論しつくしたとはいえないが、協働のまちづくりの根幹となるべき論点、市民等が活動しやすい仕組みづくりについて、一定の方向性を見出すことができたので、いままでの議論の内容を中間報告書という形で整理することとした。

協働のまちづくりに向けた取り組みは、今後のまちづくりの方向性を左右する重要な取り組みである。

拙速な対応、行政からの一方的な押しつけではなく、地域が今まで培ってきた歴史、地域の特性、住民感情等を十分に踏まえ、あるべき姿を共有しながら、すすめられるよう、十分な議論がもとめられる。

私ども社会教育委員会議でも更なる議論をすすめていくこととしているが、今後、本報告書をひとつの契機として、市民、地域住民組織、事業者、行政などの地域を構成する多様な主体において、議論の輪が広がること、そして、協働のまちづくりへの取り組みがより一層推進されることを期待する。

## 本書の構成

本書においては、市民活動部から示された「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」という資料をベースに、これまで社会教育委員会議で議論してきた内容を以下の順で整理した。

なお、「1 協働のまちづくり」においては、論点ごとに、その内容と課題を整理している。

また、「2 協働のまちづくりに向けて」においては、市民活動部から4つの原則（連携、理解、共有、自主）のもと、5つの仕組みづくり（情報が共有できる仕組み、市民等の意識を高める仕組み、市役所の意識を高める仕組み、市民等がまちづくりに参画しやすい仕組み、市民等が活動しやすい仕組み）に取り組まなければならないのではとの問題提起がされたものの、今回の中間報告書においては、これら5つの仕組みづくりのうち、市民等が活動しやすい仕組みづくり～「場」づくり、「仕組み」づくり、「人」づくり～の3つの論点について、その考え方を述べている。

### 1 協働のまちづくり

#### (1) 高山市のまちづくりの方向性

ア 第七次総合計画

イ 市長のお約束

ウ 協働のまちづくり

#### (2) 協働のまちづくりを支える現状

ア 行政における取り組み

イ 関連する組織

ウ 地域に対する支援

#### (3) 協働のまちづくりを考えるうえでのキーワード

ア 地域力

イ 地域自治区

ウ 新しい公共（空間）

エ 地域振興特別予算

2 協働のまちづくりに向けて

(1) 市民等が活動しやすい仕組み～「場」づくり～

(2) 市民等が活動しやすい仕組み～「仕組み」づくり～

(3) 市民等が活動しやすい仕組み～「人」づくり～

3 まとめ ～さらに一歩踏み出すために～

# 1 協働のまちづくり

## (1) 高山市のまちづくりの方向性

### ア 第七次総合計画

高山市では、平成26年度までを計画期間とする第七次総合計画を定めている。

この計画では、「やさしさと活力にあふれるまち『飛騨高山』」を都市像と定め、連携・個性・成熟の視点のもと、「住みよいまちは 行きよいまち」を基本理念に、「やさしさ」、「すみよさ」、「にぎわい」、「ゆたかさ」の4つの基本目標の実現に向けて、市民と行政の協働、市民に信頼される行財政運営のもと、各種施策を推進することとしている。

### イ 市長のお約束

市長のお約束においては、新しい高山を創る3つの柱として、「活力ある街～不況を克服します～」、「住みやすい街～住んでよかった、これからも住み続けたいと思う街を創る～」、「自立した街～将来の子どもたちに負の遺産を残さない～」を掲げ、この3つの柱を実現するための基本姿勢のひとつとして、市民のみなさんと協働でまちづくりをすすめるとしている。

### ウ 協働のまちづくり

「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」という資料において、協働のまちづくりとは、「市民が主役という理念のもと、市民、地域住民組織、事業者、行政などの地域を構成する多様な主体がお互いの存在意義を認識し、尊重しあい、お互いの持て

る能力を発揮し、ともに手を携え、まちづくり（地域課題の解決）に取り組む（地域に住み続けたいという思いを育てる）」ことと定義づけられている。

そして、協働とは、市民と行政という2つの主体の相互補完関係を意味しており、市民こそが主権者で、行政は、市民から信託された事業を税を財源にして実施し、信託に応えることが基本原則であり、行政責任の放棄を市民に転嫁する詭弁として協働を使わないことが大事であるとしている。

これからのまちづくりにおいては、地方分権の進展に伴う自立した個性豊かなまちづくり、合併等を契機とした地域に誇りと愛着を持ったまちづくりがもとめられる。

第七次総合計画や市長のお約束において、重要なキーワードとして、協働のまちづくりが掲げられているように、協働のまちづくりの推進は、これからのまちづくりにおいて大変重要である。

幸い、協働のまちづくりの基盤となるであろう、市民等の自主的かつ主体的なまちづくり活動は活性化してきている。

多くの市民が協働のまちづくりについて理解し、協働のまちづくりのあるべき姿を共有することが大事である。

## (2) 協働のまちづくりを支える現状

### ア 行政における取り組み

協働のまちづくりについては、現在、市民活動部が中心となって取り組んでいる。

市民活動部は、平成20年4月に市民活動、社会教育、生涯学習、スポーツに関する事務等市民生活に係わる広範な分野を総合的かつ一体的に推進する部署として創設された。

なお、従来、教育委員会が所管していた社会教育、生涯学習、スポーツに関する事務を市長部局に移管した点については、教育委員会との連携に対する懸念やこれらの事務を教育委員会に戻すべきではとの声もあるが、地域づくりに広範な責務を負う市長部局と教育



委員会が連携することで、よりよい地域づくりと地域の教育力の活性化が図られるものと考えている。

協働のまちづくりへの取り組みは、市民活動部のみならず、教育委員会、企画管理部、財務部、福祉部等さまざまな部署に係わる課題であり、行政内部での連携は不可欠である。

現在、企画管理部を中心として、平成27年度以降の地域振興のあり方について、協働のまちづくりの議論を踏まえるなかで、市民活動部と連携を図りながら、関係機関との協議がすすめられようとしている。

行政内部におけるより一層の取り組みを期待する。

## イ 関連する組織

市民活動部は、日頃から地域づくりのために実践的な活動をしている組織、町内会連絡協議会、社会教育連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、社教女性連絡協議会、青少年育成市民会議、スポーツ推進委員会、PTA連合会（以下「地域基幹組織」という。）を所管している。

また、高山市では、地区社教活動に係る職務、あるいは行政と地域との連絡調整に係る職務等を行う地区社会教育主事を市内20地区に配置している。

協働のまちづくりをすすめるにあたっては、こうした地域基幹組織等の理解と協力は不可欠である。

社会教育委員会では、各地域基幹組織の代表者との意見交換を行い、その現状と課題を洗い出した。

その主な内容は、次のとおりである。

### 町内会連絡協議会

現状：町内会に魅力がない、役員を選出が困難である、町内会相互の連携がない、苦情や要望の窓口化している

課題：町内会の役割の見直しも必要では

#### 社会教育連絡協議会

現状：活動方針の具現化ができない

課題：他組織との連携方法を検討すべきでは、社会教育主事に頼りすぎている  
のでは

#### 子ども会育成連絡協議会

現状：役員の育成が必要である、子ども会活動が活発でない地域がある

課題：子ども会のあり方は地域の実情にあわせてもよいのでは

#### 社教女性連絡協議会

現状：組織としてうまく機能していない、地区女性部の位置づけが不明確である

課題：組織全体の見直しが必要では、地域づくり活動において女性の力をもつ  
と活かすべきでは

#### 青少年育成市民会議

現状：活動が市民に届いていない

課題：育成推進員の委嘱方法の見直しも必要では

#### スポーツ推進委員会

現状：地域とスポーツ推進委員との係わりが少ない、スポーツ活動がイベント  
化している

課題：スポーツ推進委員をもっと地域づくり活動で活用すべきでは

#### P T A連合会

現状：地域によって活動内容に差がある

課題：学校や地域との連携強化を図るべきでは

各地域基幹組織においては、すばらしい取り組みをされている一方で、それぞれに課題を抱え、その解決に向けて模索をしている。

しかしながら、個々の取り組みにおいては、地域基幹組織間での連携は、ほとんどなされていないのが現状である。

また、抱えている課題の多くは、地域基幹組織が共に取り組むことによって、その解決の糸口が見つかる課題ではないかとの印象を受けた。

協働のまちづくりに向けては、そうした課題の解決も視野に入れながら、地域基幹組織のあり方について検討する必要がある。

また、当面、市民活動部が所管している関連組織等を中心とした議論となることはやむを得ないとしても、一定の方向性が見出せた時点では、福祉団体等他部署所管組織についても、議論のなかに加えていく必要があろう。

## ウ 地域に対する支援

地域基幹組織においては、高山市からの補助金、地域から徴収している負担金、分担金あるいは会費を財源として、組織の運営や各種事業を実施している。

高山市からの補助金は、運営費等という形で交付されているが、各種事業の実施に対して充当されている地域基幹組織もあり、一定のルールと額の見直しについて検討する必要がある。

また、地域基幹組織が徴収している負担金等は、地域基幹組織間において大きなバラツキがある。

これは、地域基幹組織が実施している事業の内容や規模が異なるためであるが、地域にとっては負担金等の納入が大きな負担となっているとの声も聞かれ、地域基幹組織が自ら事業を行うことの必要性も含め、地域基幹組織の役割と地域の係わりについて整理する必要がある。

また、高山市からは、地域の特性を活かした地域づくりの推進を図るため、地区（地域）社会教育運営委員会（協議会）が行う事業に対し、地域づくり活動事業補助金が交付されている。

この補助金は、平成22年度と平成24年度の2回にわたり、地域の自由裁量を拡大し、地域のニーズに応じ、より柔軟に活用されるよう、既存補助金の統合や補助対象の見直し

がされてきた。

こうした取り組みは、協働のまちづくりをすすめるための仕組みづくりの第一歩として、大いに評価できる。

この補助金以外にも、地域づくり活動に対する補助金、あるいは行政が直接実施しているもの等地域づくり活動と密接につながっている事業は数多くある。

地域づくり活動の促進という視点から、地域づくり活動事業補助金における取り組みをモデルとして、補助金や事業のあり方の見直し等をされることを期待する。

### (3) 協働のまちづくりを考えるうえでのキーワード

#### ア 地域力

第七次総合計画においては、「ゆたかさ」のあるまちを実現するため、「地域のあらたな価値を創出する活動や課題解決に向けた市民の自主的な取り組みを支援することにより地域力の向上を図る」とされている。

地域力とは、地域の多様な主体が、自らの問題の所在を認識し、自立的かつ他の主体と協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力である。

地域力の向上に向けては、地域に住み続けたいという思い（地域への関心）、自分たちの地域は自分たちでよくしたいという思い（課題への気づき、学習と行動による解決）を原動力に、地域が今まで培ってきた歴史や特性を活かした「場」づくり（組織等）、「仕組み」づくり（財政的支援等）、「人」づくり（人材育成等）について行政と地域等、みんなが思いをひとつにして取り組み、考えることが必要である。

地域力の向上こそが協働のまちづくりの礎であろう。

#### イ 地域自治区

地方自治法においては、「市は、市長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる（市の付属機関）」とされている。

地域自治区の制度は、市民協働の体制づくりとして設けられたものであり、地域への愛着、地域における話しあいや情報の共有、連携の場として地域協議会を置き、市が必要な予算を確保することにより、地域の実情にあった、地域を軸としたまちづくりが推進されることを期待している。

これに似た制度として、地域審議会制度があり、高山市では市町村の合併に関する法律の規定に基づき、合併町村それぞれの区域を対象として地域審議会を設置している。

地域審議会は、合併時に策定した建設計画の変更及び執行状況に関して、市長の諮問に応じ審議・答申、あるいは市長に意見を述べること、地域振興特別予算その他地域の振興に関して市長に意見を述べることをその主な所掌事務としている。

現在の地域審議会は、合併以後、平成26年度までの10年間の合併特例期間を見据えて設置された経緯があり、企画管理部においては、平成27年度以降に向けて、地域審議会にかわる全市的なあらたな組織づくりを検討するとしている。

協働のまちづくりに向けては、高山地域を含む市全域において、行政と地域との間に入って、協働のまちづくりに対する連携・協議・助言等を行う組織は不可欠であり、あらたな組織づくりの検討にあたっては、現在の地域審議会の検証や協働のまちづくりの議論を踏まえるなかで、市民活動部と企画管理部が連携を図りながら検討をすすめる必要がある。

## ウ 新しい公共（空間）

新しい公共（空間）とは、社会情勢の変化や市民ニーズが多様化するなか、地域が抱える多様な問題を効果的に解決し、市民の満足度を高めるためには、行政のみでなく、市民の参加と協働が不可欠であるとの考えのもと、地域の多様な主体が互いを尊重しあい、協力して、行政が提供していたサービスを行政に代わって提供したり、従来、行政が

提供してこなかった公共的なサービスを提供したり、もともと民間が提供していたサービスに公共的な意味を与えて提供したりと、これまでの公（おおやけ）の領域をさらに大きく広げ、地域の多様な主体が結集・連携して「公共」を担う、あたらしい地域協働の仕組みである。

新しい公共（空間）をすすめるにあたっては、その担い手として、行政、あるいは前述した地域自治区（地域協議会）と連携した、地域におけるさまざまなサービスの提供を総合的かつ包括的にマネジメントする組織、いわゆる市民活動組織の集合体としての地域自治組織の構築が必要である。

## エ 地域振興特別予算

地域振興特別予算は、合併後の支所地域における地域特性の保持や地域振興を図るため、平成26年度までの10年間の合併特例期間を見据えて措置された制度である。

具体的には、合併特例法による地方交付税の合併特例算定額と1本算定額の差額の1/2を基本として人口割等で配分され、合併前から実施されていたイベント・行事等のソフト事業、鳥獣防護柵設置や公園整備等地域の实情により実施するハード事業に充当されている。

なお、地域振興特別予算で実施する事業については、地域審議会の協議により決定されている。

また、市長のお約束においては、地域振興特別予算を全市域に拡大することとしている。

こうしたことを踏まえ、企画管理部においては、現在の地域振興特別予算は平成26年度をもって終了することとし、全市的な位置づけとして継続すべき事業については一般予算で措置するとともに、地域を維持・改善・振興する活動を支援するため、高山地域を含む市全域において、当該地域が行う協働のまちづくりの取り組みに対して、健全財政の堅持を前提としたあらたな財政支援制度を検討するとしている。

こうした方針は、協働のまちづくりに向けて、大きな支えとなる。

財政支援の規模や内容等については、市民活動部、教育委員会、企画管理部、財務部、福祉部等さまざまな部署が連携するなかで、既存の地域づくり活動に対する補助金、あるいは行政が直接実施しているもの等地域づくり活動と密接につながっている事業を整理するとともに、地域づくり活動の促進という視点から、その使途を緩和するなかで、地域の自由裁量を拡大し、地域のニーズに応じ、より柔軟な活用ができるものとなるよう検討をすすめる必要がある。

## 2 協働のまちづくりに向けて

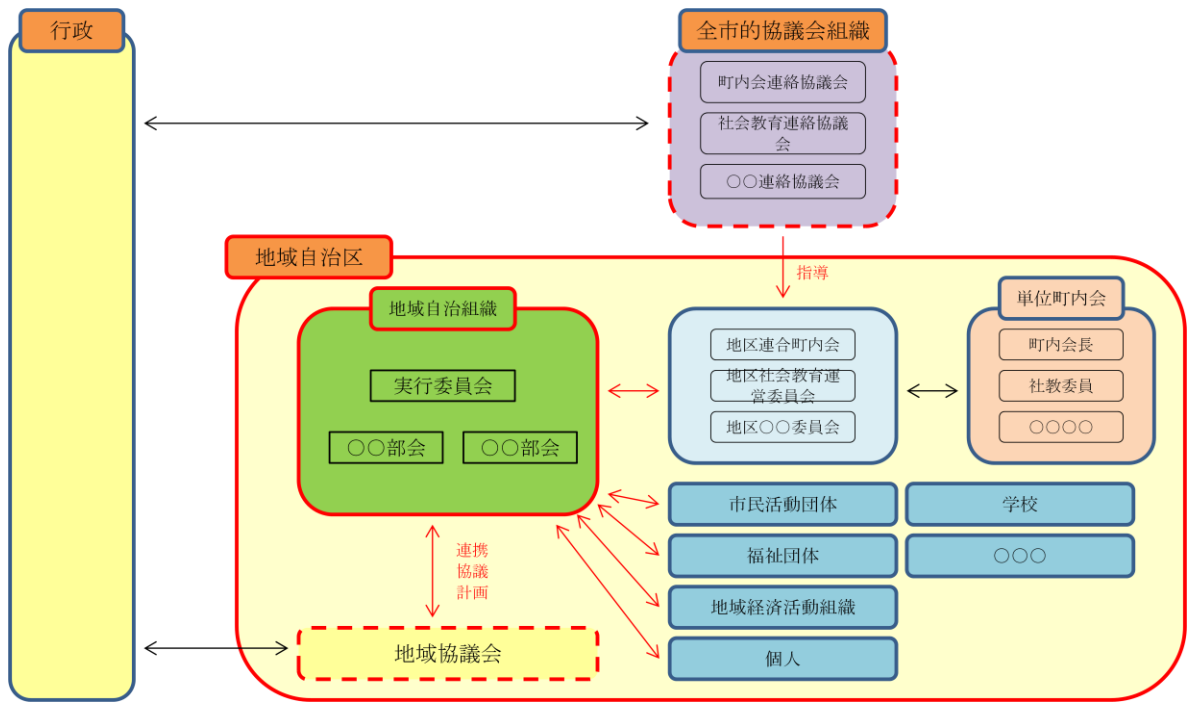
### (1) 市民等が活動しやすい仕組み～「場」づくり～

「場」づくり、一言でいえば、協働のまちづくりを支える組織はどうあるべきかということである。

市民活動部が所管している組織の現状をみると、行政・地域基幹組織（全市的協議会組織）・地域というつながりは強固なものがある一方で、地域基幹組織（全市的協議会組織）相互間、あるいは地域内でのつながりは脆弱であるとの感はぬぐえない。

こうした点を踏まえ、市民活動部から、現状の組織構成は機能しているのか、例えば、地域基幹組織（全市的協議会組織）・地域・地域審議会の関係、あるいは個々の組織のあり方や役割を見直したり、地域づくり活動を総合的かつ包括的にマネジメントする仕組みをつくる必要はないか等の問題提起がされ、そうした議論を深めるための資料として、前述の地域自治区や新しい公共（空間）の考え方を参考としたモデルが示された。

そのモデルは、次のとおりである。



委員からは、組織の現状等を踏まえ、市民等が活動しやすい仕組み～「場」づくり～のためには、「地域の多様な主体が連携を図る場、協議や議論する場が必要」との意見が数多く出された。

示されたモデルにおいては、新しい公共（空間）の考え方を参考として、地域におけるさまざまな活動を総合的かつ包括的にマネジメントする地域自治組織（市民活動組織の集合体としての自治組織）が位置づけられているが、こうした組織の構築は、協働のまちづくりに向けて不可欠であると考えます。

また、「町内会長等組織の役員等の負担が大きい」、「地域づくり活動が人的負担となっている」との意見も出されたが、地域自治組織が窓口となって、行政や地域との関わりを一元的に担うことにより、こうした課題の解決にもつながるのではと期待する。

一方、協働のまちづくりが地域に住み続けたいという思いを育てること、協働のまちづくりの礎が地域力の向上にあるとすれば、地域が今まで培ってきた歴史や特性を活かしながら、地域の絆を深めるなかで、より良い地域づくりについて、みんなで考え、行動し、成長することができる、地域の実情にあった組織づくりという視点を重視する必要がある。

こうした点を考慮すると、地域の多様な主体の参画を得て地域自治組織を構築するとい



うことを全市的なルールとして、みんなで共有したうえで、地域自治組織内部の構成、あるいは地域自治組織と地域の多様な主体との関係については、一定のモデルを示すなかで、地域自らが、みんなで考え構築してもよいという、柔軟な姿勢をもつことがもとめられる。

また、地域自治組織の構築をはじめ、地域における組織づくりにあわせ、行政と地域との間に入って、協働のまちづくりに対する連携・協議・助言等を行う組織の構築も不可欠である。

モデルにおいては、地域自治区の考え方を参考として、地域協議会が位置づけられている。

現在の地域審議会については、「地域とのつながりが希薄ではないか」、「地域審議会での審議内容がみえてこない」等の意見もあったが、地域協議会が、行政の代表者、地域自治組織の代表者、有識者等を中心として構成され、オープンな形で開催されることとなれば、こうした課題の解決にもつながると考える。

現在、企画管理部を中心として、平成27年度以降に向けて、地域審議会にかわる全市的なあらたな組織づくりの検討がすすめられているが、こうした組織づくりが行われることを期待する。

加えて、地域づくり活動に行政がどのように関わるのか、行政内部における「場」づくりも不可欠である。

現在は、市民活動部が中心となって、企画管理部と連携する形で協働のまちづくりに取り組んでいるが、やはり一元的に協働のまちづくりを所管する部署を創設し、その部署を中心に行政内部の連携を図るという形が望ましいと考える。

行政における取り組みに期待する。

また、地域基幹組織の代表者との意見交換の結果を踏まえると、地域基幹組織のあり方についての検討も必要である。

具体的には、協働のまちづくりにおいて、地域基幹組織はどのような役割を果たすべきか、地域基幹組織相互間の連携をいかに図るべきか等について検討する必要がある。

これまでの議論においては、まだその方向性を見出すまでには至っていないものの、モデルに示されているように、今後、地域基幹組織においては、地域づくり活動を高所見地

から指導するという役割をより重視していくという方向性が望ましいと思われる。

また、委員からは、「地域においては、男性と女性がともに手を携え、連携を深めながら活動をすすめるべき」「地域づくり活動において女性の力は不可欠」との意見が出され、これを踏まえ、社教女性連絡協議会においては、今年度、活動方針として、「協働のまちづくりに向けて」～女性が地域のなかで活動しやすく、住み良く、仲良く暮らせるようにするために、私達はどうしたら良いのか～、というテーマを掲げられ、組織全体の見直しや地域における女性部のあり方、地域における男女共同参画のより一層の推進等に向けての議論をすすめている。

こうした議論が、それぞれの地域基幹組織においてなされることを期待する。

なお、議論のなかで、「地域の範囲の見直しが必要では」との意見もあった。

現在の地域の範囲は、支所地域が旧町村単位、高山地域が小学校単位となっている。

「学校教育との連携等を考慮すると中学校単位が理想では」との意見がある一方、「人口規模等も考慮する必要があるのでは」との意見もあり、結論には至っていないものの、「場」づくりという面のみならず、「仕組み」づくり、「人」づくりという視点を考えると、全市的に統一した単位を地域の範囲とすることが望ましいと考える。

重要な課題として、今後、議論を深めていきたい。

こうした議論を踏まえ、社会教育委員会議としては、今回、示されたモデルに沿った「場」づくりをすすめることで、市民等が活動しやすい仕組みが構築されとの結論に至った。

高山市においては、このモデルをベースとして、市民等が活動しやすい仕組み～「場」づくり～をすすめていただきたい。

なお、議論のなかで、「地方自治法にもとづく地域自治区の導入という、法律に縛られた「場」づくりについては避けるべきでは」、「地域自治組織の構築はともかく、現在の地域づくりの仕組みが長い歴史のなかで、積み重ねられてきたものであることを考慮すると、今回の「場」づくりも拙速にその結果をもとめるべきではない」、「試行錯誤を繰り返すなかで、成熟していく、そんな「場」づくりに取り組むという姿勢が必要」との意見があったことを追記するので、今後の取り組みにおいては、こうした点についても十分に留意さ

りたい。

## (2) 市民等が活動しやすい仕組み～「仕組み」づくり～

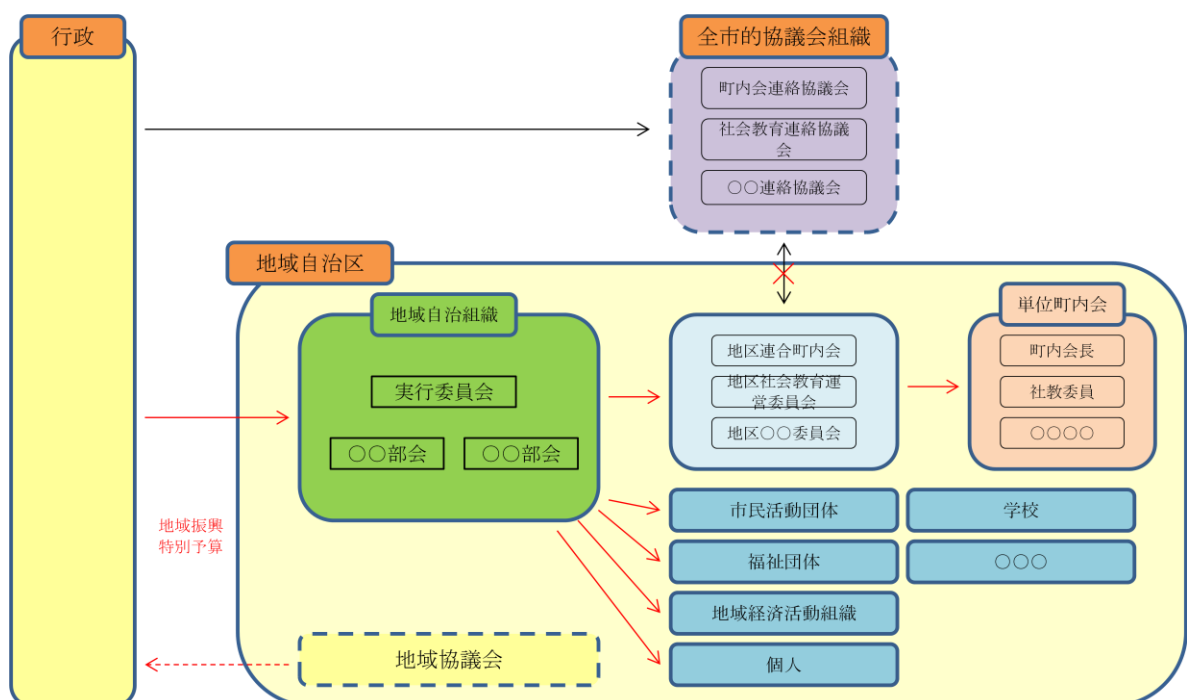
「仕組み」づくり、一言でいえば、協働のまちづくりを支える財政的支援等はどうあるべきかということである。

市民活動部が所管している組織における財政的支援等の現状をみると、地域基幹組織（全市的協議会組織）に対し、行政、あるいは地域からお金が流れるという形態、行政から地域基幹組織（全市的協議会組織）を通じて地域へお金が流れるといった形態、そして、地域づくり活動事業補助金のように行政から直接地域へお金が流れる形態等とがあり、地域づくり活動に対する財政的支援等については、さまざまな形態が混在している。

加えて、支所地域においては、地域振興特別予算による地域づくり活動への財政的支援という形態もある。

こうした点を踏まえ、市民活動部から、地域づくり活動等への支援内容は妥当か、例えば、支援のあり方や額を見直す必要はないか等の問題提起がされ、そうした議論を深めるための資料として、前述の地域振興特別予算の考え方を参考としたモデルが示された。

そのモデルは、次のとおりである。



地域づくり活動への財政的支援において、最も重要な視点は、地域のニーズにあった支援が必要ということである。

そのためには、①地域のニーズを的確に把握する、②そのニーズを支援につなげる、③受けた支援を有効に活用する、という流れが必要である。

示されたモデルにおいては、①と③を地域自治組織が、②を地域協議会が担うと位置づけられている。

具体的には、協働のまちづくりという視点から、地域自治組織が地域ニーズを的確に把握し、総合的かつ包括的にマネジメントしたうえで、地域協議会を通じて、行政等と協議・連携するなかで、地域ニーズに沿った活動計画を策定し、行政は、その活動計画にもとづき地域自治組織に一元的に支援し、地域自治組織は、その活動計画にもとづき活動するという流れになろう。

こうした流れをつくることで、地域のニーズにあわせた支援、地域のニーズにあった活動が可能となる。

また、「行政からの支援は、制約が多くて使いにくい」との意見も出された。

高山市から地区（地域）社会教育運営委員会（協議会）に交付されている地域づくり活動事業補助金については、地域の自由裁量を拡大し、地域のニーズに応じ、より柔軟に活用されるよう、既存補助金の統合や補助対象の見直しがされてきた。

地域づくり活動の促進という観点から、こうした取り組みは大いに評価できる。

現在、平成27年度以降に向けて、地域を維持・改善・振興する活動を支援するため、高山地域を含む市全域において、当該地域が行う協働のまちづくりの取り組みに対して、健全財政の堅持を前提としたあらたな財政支援制度について検討がすすめられているが、地域づくり活動事業補助金における取り組みをモデルに、あらたな財政支援制度が、その使途を緩和するなかで、地域の自由裁量が拡大され、より柔軟に活用できる制度となることを期待する。

なお、制度設計にあたっては、「地域づくり活動によっては、より大きな単位で活動したほうが効果的な活動もある」、「支援内容等において不公平感がないことが大事である」、「お

金の取り合いにならないよう先進事例も参考にしながら検討する必要がある」との意見も出されており、地域が連携した活動の推進、地域が行う活動と行政が行う活動との役割分担、公平な配分方法という視点にも配慮を望みたい。

また、「地域基幹組織への負担金等の納入が地域にとっては大きな負担となっている」との意見も出された。

地域基幹組織においては、高山市からの補助金、地域から徴収している負担金等を財源として、組織の運営や各種事業を実施している。

地域基幹組織が実施している事業の内容や規模が異なるため、その財源構成について、地域基幹組織間においてバラツキがあることは仕方がないにしろ、高山市からの補助金におけるルールと額の見直し、あるいは地域基幹組織が自ら事業を行うことの必要性も含め、地域基幹組織の役割と地域の係わりについて整理する必要がある。

こうした取り組みがなされることによって、市民等が活動しやすい仕組み～「仕組み」づくり～が整備され、地域づくり活動の着実な推進のみならず、行政と地域等が一体となったあらたな活動が生み出されるものとする。

なお、平成23年3月、協働のまちづくりの議論を始める際に、市民活動部から、地域づくり活動はどうあるべきか、いわゆるソフト面については、別途、時期をみて議論していきたいとの話があった。

この点については、現在、「地域づくり型生涯学習活動等のあり方」という観点から議論をすすめているが、こうした議論と財政的支援等の議論とがあいまってこそ、市民等が活動しやすい仕組み～「仕組み」づくり～が構築されるものであることを追記しておく。

### (3) 市民等が活動しやすい仕組み～「人」づくり～

「人」づくり、一言でいえば、協働のまちづくりを支える人材育成等をどう図るかということである。

市民活動部からは、地域づくり活動が人的負担となっていないか、地域社会人をどう育

てるのか、地域づくり活動をコーディネートする人をどう確保するか、活動拠点は適当か等の問題提起がされた。

「人」づくりにおいては、地域社会人を育てていくことが最も重要である。

地域社会人とは、平成20年12月に策定された岐阜県教育ビジョンにおいて、めざす「ぎふの人間像」として位置づけられ、「高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる人」とされている。

「地域社会人をどう育てていくか」という点については、今後の議論となるが、その方策のひとつとして、地域づくり型生涯学習活動等の考え方をベースとした育成プログラムの構築が必要ではないかと考える。

なお、「人」づくりにおいて、学校教育や家庭教育の果たす役割は大きなものがある」との意見があったことを追記しておく。

また、「役員の選出が困難である」「地域づくり活動が人的負担となっている」との意見が出された。

ともすると、この課題に対しては、昨今の町内会加入率の低迷等に伴う物理的人材不足を要因として、町内会への加入促進をもって、この課題の解決を図ろうという議論が先行しているが、そうした側面に加え、協働のまちづくりに対する市民意識の向上を図るなかで、(1) 市民等が活動しやすい仕組み～「場」づくり～で述べた地域自治組織の整備、(2) 市民等が活動しやすい仕組み～「仕組み」づくり～で述べた地域のニーズにあわせた支援や活動への取り組み、そして、「人」づくり、これらを総合的に取り組むことによって解決を図らなければならない課題であると考ええる。

なお、市民意識の向上を図るためには、協働のまちづくりについての研修会・シンポジウム・出前講座の開催、地域づくり活動等の紹介、地域づくり活動等を体験するイベントの開催、実践経験を与える教育活動の充実等の取り組みが考えられる。

また、議論において、高山市が市内20地区に配置している地区社会教育主事のあり方や役割も大きな論点となった。

「地区社会教育主事に期待するところは大きい、事務量が多すぎる」、「役割がわからない」、「地域が地区社会教育主事にもとめている役割が地域によって異なっている」との意見が出された。

地区社会教育主事の設置経緯や地域の実情にもよると思われるが、地区社会教育主事の役割が地域で異なっているという現状は、好ましいことではない。

今後の方向性として、「地域づくり活動をマネジメントするという役割に見直す」、「(仮称) 地域づくり推進員等役割に見合った名称に見直す」、「地域自治組織が採用し、行政が財政的支援をする」等の意見が出されている。

地域自治組織が地域におけるさまざまな活動を総合的かつ包括的にマネジメントする組織である以上、組織内に、そうした資質を持つ人材が必要である。

地区社会教育主事のあり方や役割について、こうした観点から見直す必要がある。

加えて、「地域自治組織において行政の関与が必要」「行政が委嘱や任命している委員の地域づくり活動へ関わり方が不明確」「市職員の地域づくり活動に対する意識向上が必要」との意見も出された。

行政においては、職員の配置、あるいは地域サポート職員というような形で地域自治組織の運営をサポートする体制づくり、各種委員等の地域づくり活動への関わり方に対する指導や助言、行政内部における「人」づくりに取り組まれることを望む。

### 3 まとめ ～さらに一步踏み出すために～

今回、中間報告書という形で、これまでの社会教育委員会議での議論を整理した。

残念ながら、本報告書において述べることはできなかったが、議論のなかでは、数多くの示唆に富んだ意見が出されている。

また、本報告書のなかでも述べているが、まだまだ議論すべき論点は数多い。

しかし、本報告書において、協働のまちづくりの根幹となるべき論点、市民等が活動しやすい仕組みづくりについて、市民活動部から示されたモデルに沿った「場」づくりをすすめることで、市民等が活動しやすい仕組みが構築されるとの方向性を示すことができたこと、また、企画管理部を中心として、平成27年度以降の地域振興のあり方について関係機関との協議がすすめられようとしているなかで、地域審議会にかわる全市的なあらたな組織、地域が行う協働のまちづくりの取り組みに対するあらたな財政支援制度等についての考え方を示すことができたことは、今後の取り組みにおいて、大きな意味があると考えている。

今後、市民活動部においては、モデル地域での実施や検証を行いながら、協働のまちづくりに向けて議論を深めていきたいとしている。

私ども、社会教育委員会として、今回、本報告書で述べることのできなかつた論点、あるいは本報告書で更なる検討が必要とした論点等について、議論を深めていくとともに、私ども、自ら地域のなかに入り、地域と一体となって、協働のまちづくりについて考えていきたいと考えている。

協働のまちづくりに向けては、その考え方を多くの市民に丁寧に説明し、多くの市民が協働のまちづくりについて理解し、協働のまちづくりのあるべき姿を共有することが、なによりも大事である。

幸い、市民活動部の取り組みによって、地域基幹組織、地域、住民等さまざまな場面で「協働のまちづくり」という言葉を耳にするようになった。

協働のまちづくりに向けての基盤は整いつつある。

今後は、より具体的な方向性を示しながら、あるべき姿の実現に向けて、一歩ずつ歩をすすめていく、そんな取り組みがもとめられる。

そうした取り組みへ踏み出す一歩として、この中間報告書が活用されることを望む。



## 議論等の経緯

平成22年度

- ・市民活動部から「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」の提示

平成23年度

- ・地域基幹組織代表者による意見交換会（1回）
- ・社会教育委員定例会議での議論（7回）
- ・地域基幹組織代表者との意見交換会（2回）
- ・地域基幹組織代表者、教育委員との意見交換会（1回）
- ・地域力向上講座（講師 鈴木誠 愛知大学教授）（1回）
- ・市民活動部から「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」改訂版の提示

平成24年度

- ・社会教育定例会議での議論（5回）
- ・「協働のまちづくりに向けて～「地域」という視点から～」中間報告書の策定

## 社会教育委員名簿（順不同）

平成23年度	議長	中島 康	家庭教育関係者
	副議長	河渡 正暁	学識経験者
	委員	役田 武	学識経験者
	委員	今村 彰宏	社会教育関係者
	委員	大萱 真紀人	社会教育関係者
	委員	金山 まゆみ	家庭教育関係者
	委員	黒木 正之	学識経験者
	委員	古田 哲夫	学識経験者
	委員	岩下 一美	学識経験者
	委員	奥田 貴美子	社会教育関係者
	委員	櫻田 正徳	社会教育関係者
	委員	塩谷 齊	学識経験者
	委員	島田 寛	学識経験者
	委員	白川 千鶴子	社会教育関係者
	委員	田中 良治	学校教育関係者
	委員	福野 照代	家庭教育関係者
委員	吉田 三四二	学識経験者	
平成24年度	議長	役田 武	学識経験者
	副議長	河渡 正暁	学識経験者
	委員	今村 彰宏	学識経験者
	委員	大萱 真紀人	学識経験者
	委員	金山 まゆみ	学識経験者
	委員	黒木 正之	学識経験者
	委員	古田 哲夫	学識経験者
	委員	柏木 憲司	小中学校校長会
	委員	前越 哲夫	町内会連絡協議会
	委員	面手 一史	社会教育連絡協議会
	委員	水野 千恵子	子ども会育成連絡協議会
	委員	早川 美津子	社教女性連絡協議会
	委員	塩屋 節次	青少年育成市民会議
	委員	神田 猛	スポーツ推進委員会
	委員	升 淳一	P T A連合会
	委員	西永 由典	社会福祉協議会
委員	京極 範子	文化協会	